

## 避難所のごみ・トイレ

### 《避難所》

- 市内には指定避難場所及び指定緊急避難場所が 200 箇所
- 地震が起こった場合、断水や避難者の集中によりトイレが不足、新たなし尿が発生  
→**仮設トイレが必要、新たなし尿の収集・処理が必要**

- 市内には指定避難場所及び指定緊急避難場所が 200 箇所
- 避難所で、生活ごみの発生→**避難所ごみの収集・処理が必要**

#### 指定避難所(屋内)、指定緊急避難所(屋内、屋外)の数

(単位:箇所)

学校	幼稚園	公民館	その他	計
111	44	34	11	200

### 《仮設トイレ備蓄数》

- 簡易トイレとしては、「段ボールトイレ」と、「折り畳みトイレ(折り畳みの台に便袋を設置するもの)」を市で備蓄
- 災害時に備えて下水の管きよに直接接続してあるマンホールトイレ等を整備(平成 28 年 3 月末現在 140 箇所の市内小中学校に整備済)
- 倉敷みらい公園にもマンホールトイレ 7 箇所、ベンチトイレ 6 箇所が整備



仮設トイレ

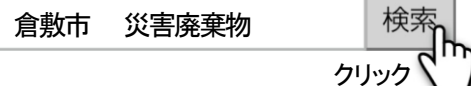


マンホールトイレ

## お願い

- 一人ひとりが分別・適正排出することで処理が円滑に進み、被災地の復旧・復興が早まります。災害時の分別にご協力をお願いいたします。
- 便乗ごみや混乱に乗じた不法投棄及び野外焼却等の不適正処理は行わない様をお願いいたします。

- 詳しくは「[倉敷市一般廃棄物対策課](#)」のホームページをご覧ください



#### 倉敷市災害廃棄物処理計画 要約版

発行年月:平成 29 年 2 月

編集:倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

TEL:086-426-3375 FAX:086-421-0144

# 倉敷市災害廃棄物処理計画の概要

## ～みんなで作ろう災害に強いまち～

「くらしき」で、平成 29 年 2 月に災害廃棄物処理計画を策定しました。

### 計画の目的

- 本市において平時の枠組みや対策では対応できない大規模災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、あらかじめ必要な被害想定を行って課題等を抽出することにより  
**①平時における災害予防対策、②迅速かつ適切な災害応急対策、③災害復旧・復興対策**を円滑にするための体制の構築を図る。
- 災害廃棄物処理に関する倉敷市災害廃棄物実行計画策定のための考え方と、市が実施すべき事項等について整理する。

### 被害状況

- 倉敷市で今後30年間に想定される最大の災害は、「**南海トラフ巨大地震**」
- 地震が起こった場合の災害廃棄物発生量及び津波堆積物量は、市全体で **233 万トン**と試算され、これは、平成 26 年度における市の年間ごみ処理量 18.5 万トンの **13 年分**に相当

全壊 4,805 棟  
半壊 46,349 棟  
津波 2,845 ha

(30 cm以上の津波浸水面積)



#### 災害廃棄物発生量の推計値

	市全体	
	発生量(万t)	割合(%)
可燃物	29.2	12.5
不燃物	31.0	13.3
コンクリートがら	85.3	36.6
金属くず	10.8	4.6
柱材・角材	8.7	3.7
津波堆積物	68.3	29.3
合計	233.3	100

※ 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある

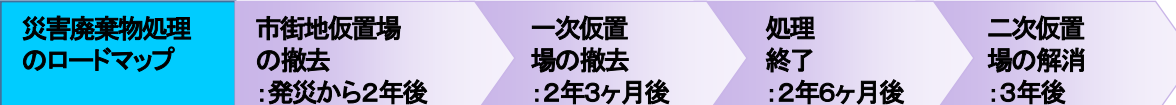
### 方針と処理スケジュール

#### 《方針》

1. 計画的な処理の推進
2. 処理の迅速化
3. 衛生的な処理の確保
4. リサイクルの推進・最終処分量の削減
5. 地区別の災害廃棄物処理対応
6. 環境、安全に配慮した対応

#### 《スケジュール》

- 被災状況、災害廃棄物発生量及び処理の進捗状況をふまえ、**3年**での処理を目指す



# 仮置場

## 《仮置場の役割と必要性》

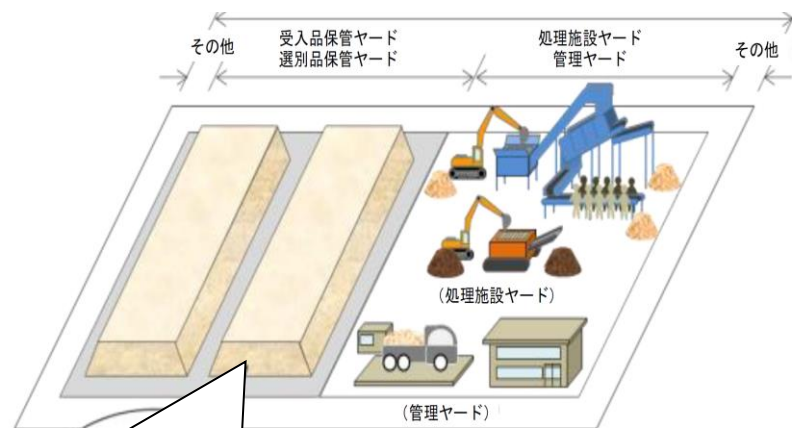
○仮置場は災害廃棄物の一時保管所で、被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために重要な役割を果たす。

### 仮置場の分類

分類	特徴
集積所	・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、一時的に集積する場所
一次仮置場	・処理前(リユース・リサイクルを含む)に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所
二次仮置場	・一次仮置場の分別が不十分な場合等に、再分別・保管しておく場所 ・仮設破砕機・焼却炉等の設置及び処理作業(分別等)を行うための用地 ・中間処理施設的能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所 ・埋立物や復興資材を処分先・利用先へ搬出するまでの一時的な保管場所

[写真の出典: 環境省ホームページ 写真でみる災害廃棄物処理(東日本大震災編)]

## 《二次仮置場のイメージ》



《仮置場では、様々な選別・破砕処理を実施》

市全体で  
一次仮置場 68.6 ha  
二次仮置場 45.5 ha  
計 **114.1 ha** が必要

## 収集運搬

○仮置場への搬入と搬出は10tダンプトラックを想定

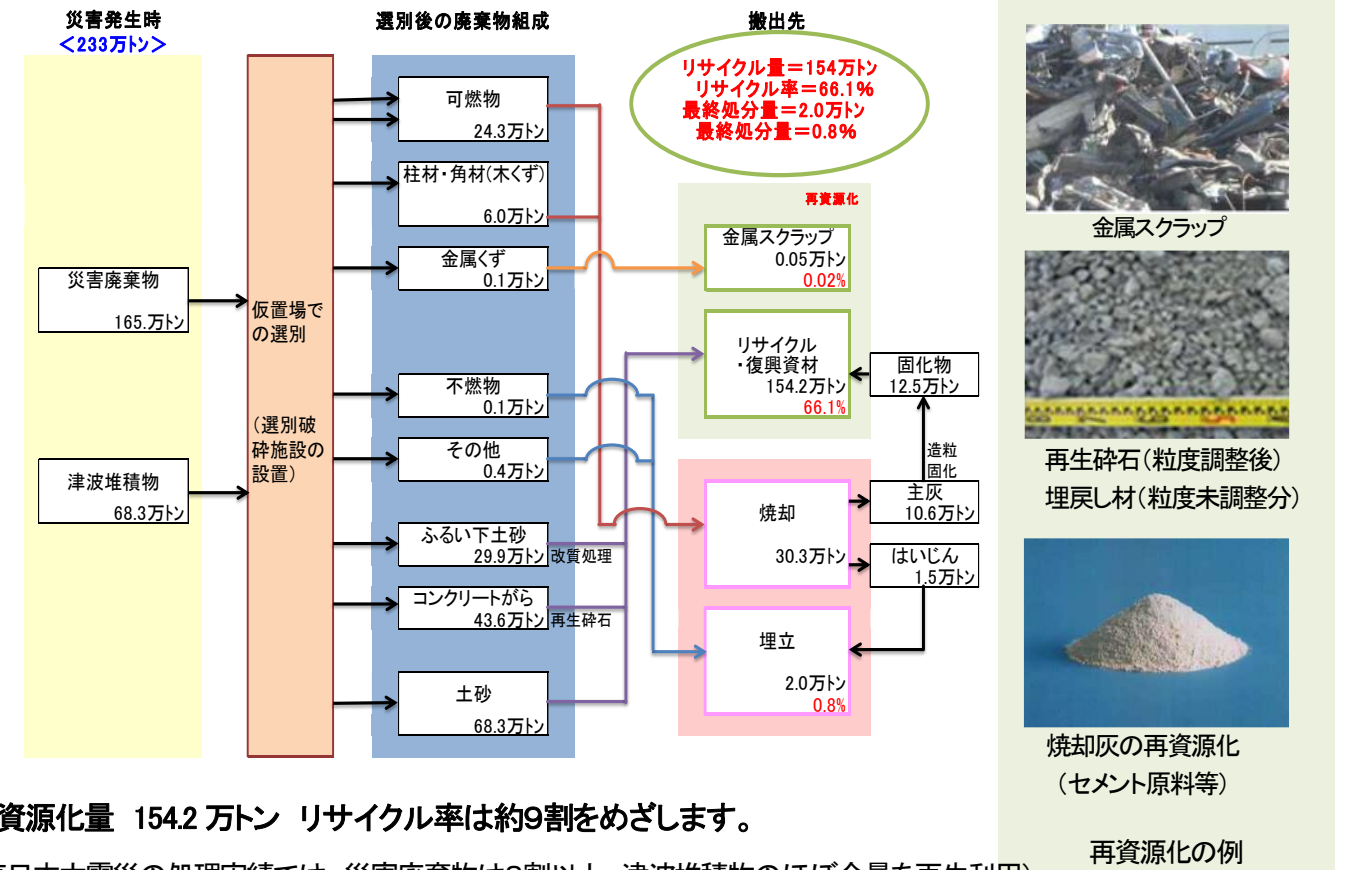
### 収集運搬体制の留意点

災害予防	・民間事業者団体と事前に協力体制及び連絡体制を確保 ・市及び民間事業者団体の所有する収集運搬車両のリストを事前に作成
発災時・初動期	・収集車両や人員の確保のため、民間事業者・団体への協力要請を検討 ・避難所ごみや生活ごみを収集するための車両を確保 ・発災直後は通常より収集運搬量が多くなることを考慮し、収集車両や人員の増強を検討
仮置場・処理処分先等への運搬時	・仮置場周辺の交通渋滞を考慮 ・仮置場内や搬出入ルートは、極力一方通行とし、車両が交錯しないよう配慮

# 処理フロー

○被災地域で発生した災害廃棄物は分別されながら、仮置場へと搬入され、破砕や焼却といった中間処理を経て、リサイクル可能なものについては品目ごとに再利用され、リサイクルできない処理残渣は最終処分(下図の処理フロー参照)

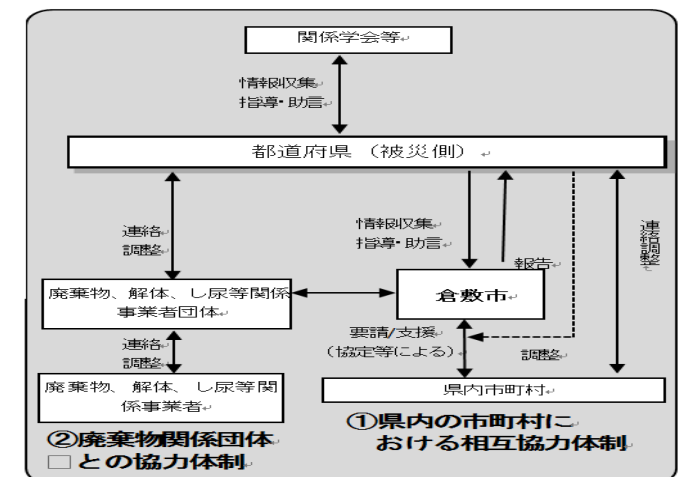
○処理に当たっては、リサイクルの観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とします。また、地区別の発生量と処理方法を勘案しながら、被災地の復旧・復興時に、**廃棄物を資源としてできるだけ活用**



## 協力体制

○県内市町村の連絡体制は市町村が個別に調整することが原則

○市が被災し、単独での災害廃棄物処理が困難な場合には、広域応援及び災害廃棄物関係支援協定に基づき、県に具体的な協力要請を実施



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。

### 県内及び県外との協力・支援体制